

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響・緊急対策のまとめ】

※新型コロナウイルス感染症対応の新たな取組

1 中小企業対策

(1) 金融支援

1) 受けている融資の借り換え（返済負担の軽減、返済スケジュールの繰り延べ）

- ・開始日：3月17日～
- ・条件：東京都信用保証協会の保証付き融資を返済中の方で、感染症の影響により現時点の前又は後で、3ヶ月間の売上が令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少など。
- ・特徴：①残金の返済期間を10年まで延長
②10年の内、2年間まで元金の返済が免除（利息のみ返済）
③信用保証料を都が全額補助します。元金の返済が滞っている方などは3分の2補助
④借り換え後の総額が2億8千万円以内（無担保の場合は8千万円以内）
⑤利率は、融資期間に応じて1.7%～2.2%
- ・窓口：保証付融資を借りている金融機関又は信用保証協会の支店、行政機関の産業向け融資窓口

2) 新規融資Ⅰ：感染症対応緊急融資

- ・開始日：3月6日～
- ・条件：感染症の影響により現時点の前又は後で、3ヶ月間の売上が令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少など
- ・特徴：①運転資金は10年以内で据置期間は2年以内。設備資金は15年以内で据置期間は3年以内
②信用保証料を都が全額補助
③融資限度総額は2億8千万円以内（無担保の場合は8千万円以内）

④利率は融資期間に応じて1.7%～2.4%

・窓口：金融機関又は信用保証協会の支店、行政機関の産業向け融資窓口

3) 新規融資Ⅱ：危機対応融資

・開始日：3月17日～

・条件：指定業種に該当し最近1か月間の売上が前年同月比で15%以上減少し、その後の3ヶ月間の売上が前年同期比15%以上の減少が見込まれる。

・特徴：①融資期間は10年以内で、据置期間は2年以内

②信用保証料を都が全額補助

③融資限度額は2億8千万円以内（無担保の場合は8千万円以内）

④利率は融資期間に応じて1.5%～2.0%

・窓口：金融機関又は信用保証協会の支店、行政機関の産業向け融資窓口

4) 新規融資Ⅲ（足立区独自）

・申込期限：3月9日～9月30日（水曜日）まで

・条件：今年2月以降の売上が前年同期比で1円でも減少している方で、かつ、過去1年以上にわたって事業を継続している方

・特徴：①信用保証料を足立区が全額補助

②融資限度額は8千万円以内

③利子5年間補給。1年目は全額補助（上限3%）、2年目以降2/3

・窓口：03-3880-5486 足立区企業支援課・相談融資係

5) 新型コロナ対策のための雇用環境整備のための助成金

・開始日：間もなく受付開始

・内容：①非常時における勤務体制づくりに取り組む企業への助成金

②1社10万円

・窓口：03-6205-6703 東京都労働相談情報センター・労働環境課

6) 従業員向け融資

- ・開始日：間もなく受付開始
- ・内容：①休業による収入減に備えた生活資金
 - ②融資限度額：100万円
 - ③利子を全額都が負担
 - ④融資期間は5年以内で元利均等返済
- ・申込先：中央労働金庫
- ・相談窓口：03-5320-4653 都・産業労働局雇用就業部労働環境課

(2) 相談支援

1) 中小企業向け窓口

- ・開始日：1月30日～。夜間延長は3月31日まで
- ・受付時間：9:00～17:00（土日祝）。9:00～19:30（平日）
- ・資金繰り相談：03-5320-4877 都産業労働局金融部金融課（都庁）
- ・経営相談：03-3251-7881 sien@tokyo-kosha.or.jp 東京都中小企業振興公社・
総合支援課 千代田区神田佐久間町1-9 5階

2) フリーランスを含む個人事業主向け窓口

- ・開始日：3月17日～。夜間延長は3月31日まで
- ・受付時間：9:00～17:00（土日祝）。9:00～19:30（平日）
- ・資金繰り相談：03-5320-4877 都産業労働局金融部金融課（都庁）
- ・経営相談：03-3251-7881 sien@tokyo-kosha.or.jp 都・振興公社5階

3) 労働者向け窓口

- ・開始日：2月27日～
- ・0570-00-6110 東京都労働相談情報センター「新型コロナ関連の相談」とお伝えください。平日 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00

4) 経営に関する専門家派遣

- ・開始日：3月6日～

- ・内容：中小企業診断士等を派遣。1社4回まで無料

- ・窓口：03-3251-7881 都・振興公社

5) 休業等支援のための専門家派遣

- ・開始日：3月16日～

- ・内容：①国の雇用調整助成金の特例措置等に基づく専門家派遣

 - ②1社5回まで無料。1回当たり原則2時間以内

 - ③雇用調整助成金（新型コロナ関係）や小学校休業等助成金（新型コロナ関係）の申請など

- ・窓口：03-6205-6703 東京都労働相談情報センター・事業普及課

(3) テレワーク支援

1) テレワーク導入モデル事業

- ・開始日：3月27日～

- ・「東京テレワーク推進センター」WEBサイトで申込

- ・内容：テレワークを体験できる機器の貸与。1か月間程度

- ・問い合わせ先：03-3868-3401 都・産業労働局雇用就業部労働環境課

2) テレワーク助成金

- ・開始日：3月6日～

- ・条件：①都のTDM（オリパラ時の輸送抑制）事業などに協力

 - ②労働者数が2～999人で、本社を都内に置く企業

- ・内容：①テレワーク導入の際の機器やソフトなどの経費

 - ②助成限度額：250万円、助成率：10/10

- ・問い合わせ先：03-5211-2397 東京+しごと財団・雇用環境整備課

2 生活支援（個人向け）

(1) 緊急小口資金

1) 対象者：通常は返済のめどがある人だけが対象。今回はコロナによる収入減の生活資金全般

2) 限度額：通常の貸付上限は10万円以内。今回は20万円以内（学校等の休業の影響がある場合）

3) 据置期間：通常は2ヶ月以内。今回は1年以内

4) 返済期間：2年以内（24回以内）

5) 貸付利子：通常、今回とも保証人不要で無利子

(2) 総合支援資金（生活支援費）

1) 対象者：職を失いハローワークの指示に従って取り組む就職活動等に用途を限定。
今回はコロナによる収入減の生活資金全般

2) 限度額：①通常・今回共に、二人以上世帯は月20万円以内。単身世帯は月15万円以内

②原則3ヶ月間まで可能

3) 据置期間：通常は6か月以内。今回は1年以内

4) 貸付利子：通常は保証人有りが無利子で、保証人無しが1.5%。今回は保証人不要で無利子

(3) 共通

1) 窓口：共に足立区の最寄りの福祉事務所

2) 償還免除：共に償還時において、なおも新型コロナ等による所得の減少が続く場合の、住民税非課税世帯は償還免除。その他の世帯でも生活困窮の場合は要配慮

3 マスク配布（足立区 3月17日時点）

(1) 高齢者・障がい者

1) 高齢者・障がい者向け入所施設の一部

- ・配布日：3月上旬に配布済み
- ・枚数：15,000枚
- ・配布元：区の備蓄

2) 高齢者向け施設（入所施設、準入所施設、通所系・訪問系サービス）

- ・配布日：3月25日より順次配布
- ・枚数：約160,000枚
- ・配布元：東京都32,000枚と区の備蓄

3) 障がい者向け施設（入所施設、準入所施設、通所系・訪問系サービス）

- ・配布日：未定
- ・枚数：未定
- ・配布元：東京都が都全体で170,000枚を配布予定

4) 高齢者施設の職員向け

- ・配布日：未定
- ・枚数：布マスク、枚数未定
- ・配布元：内閣府、厚生労働省（区に届き次第、迅速に配布）

(2) 教育・保育

1) 保育施設の園児向け

- ・配布日：未定
- ・枚数：マスク2,400枚（除菌ウェットシート30枚入×2,400袋）
- ・配布元：厚生労働省の補助支援を活用

2) 教育・保育施設等の職員向け

- ・配布日：未定
- ・枚数：布マスク、枚数未定
- ・配布元：内閣府、厚生労働省、文部科学省（区に届き次第、迅速に配布）

(3) 医療

1) 医療機関（歯科を除く）

- ・配布日：3月16日の週から配布
- ・枚数：約66,000枚
- ・配布元：区の備蓄

2) 歯科医療機関

- ・配布日：3月16日の週から配布
- ・枚数：約37,000枚
- ・配布元：区の備蓄

4 マスク等配布（足立区以外）

(1) 子ども施設向け

1) 内閣府から

- ・認定こども園への繰り返し利用可能な布製マスクの配布
- ・職員（事務職員・非常勤職員等を含む）向け

2) 厚生労働省から

- ・保育園等でのマスク購入等への支援
- ・子ども用マスクや感染防止用備品等の購入費補助（補助率：10/10）

3) 児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製マスク配布

- ・職員（事務職員・非常勤職員等を含む）向け

4) 保育施設等への子ども用マスクについて

- ・東京都より5,400枚提供される予定
- ・区独自購入2,400枚と合わせて配布予定

(2) 高齢者施設向け

1) 都福祉保健局から

- ①国から直接、介護保険施設・介護保険サービス事業所の従業者及び利用者に布マ

マスクを配布するため、都を通じて事業所情報等の確認あり。

- ②新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる緊急対策として、都から高齢者関係施設向けのサージカルマスクを介護保険課が受領し、3月25日までに足立区分として大人用32,500枚を配布予定

(3) 医療機関向け

1) 厚生労働省から

- ・医療機関向けにマスクを確保し配布できるように準備

2) 都福祉保健局から

- ・感染症対応医療機関（区内2か所）向けにマスク1,000枚を直接配布済み。

(4) 都総務局から

- ・使用用途の指定なしで大人用：2,000枚と防塵マスク：1,000枚

(5) 区民及び区内企業からの寄贈

- ・使用用途の指定なしで大人用：1,180枚、女性・子供用：2,000枚、子ども用：21枚

5 税の確定申告

- ・確定申告とともに特別区民税・都民税（住民税）の申告期限の期限を、通常3月16日までを、4月16日までに延長しました。

6 区内小・中学校の入学式について

(1) 小学校：4月6日（月曜日）午後

(2) 中学校：4月7日（火曜日）午前

(3) 実施の工夫：①校庭（椅子席用意）で実施（雨天の場合は体育館）

②出席者は新入生、教職員、保護者（1名）、在校生（必要に応じて）

(4) 体育館で実施する・保護者対応（例示）

- ・各校で卒業式の様子ビデオ撮影を行う。撮影したビデオの活用方法については、以下のような例を学校に提示。
 - ①卒業祝い会などのアフターイベントを実施し、卒業生や保護者などを学校に招いて上映
 - ②DVDにコピーして卒業生・保護者に提供
 - ③インターネット上に動画を公開して卒業生・保護者の閲覧を可能とする。など
- ・以上のようなビデオ活用について卒業生全保護者に事前に承諾を得ることが条件となり、保護者の承諾の状況に応じて活用方法を各校で決定する場合には保護者の出席は不可

7 保育園・子ども園の園入園式

- (1) 区立保育園・子ども園は中止
- (2) 私立園・幼稚園には区立保育園・子ども園の方針を示す
(実施の場合は最大限の配慮を要請)

8 小学校校庭開放

- ・当該校の児童を対象に校庭を解放
- ・開放日：3月26日(木)、27日(金)、30日(月)、31日(火)

※中学校は学校及び部活動再開時期とあわせて別途検討

9 「コミュニティバスはるかぜ」の減便3月23日(月)～4月5日(日)まで

- (1) はるかぜ6号 北千住駅西口～江北～加賀～鹿浜五丁目団地：－12便
- (2) はるかぜ8号 北千住駅西口～小台・宮城循環：－4便

10 5月30日「足立の花火」・6月6日、7日「しょうぶまつり」については中止

※「あだち広報」4月10日号にて広報予定です

1.1 4月20日（月曜日）までのイベント等の取扱いについて

- (1) 4月5日（日曜日）までとしているイベントの開催中止、自粛要請を4月20日（月曜日）まで延長する。4月21日（火）以降については3月31日（火）までに決定
- (2) 屋外スポーツ施設（テニスコート、野球場など）については4月1日（水）から貸出を再開します

1.2 4月20日（月曜日）までの区施設（子どもに関する施設を含む）における対応

- (1) 3月31日（火曜日）までとしている区施設（住区センター、生涯学習センター、図書館、地域学習センター、屋内スポーツ施設、ギャラクシティ、生物園、都市農業公園など）の休止を4月20日（月曜日）まで延長する。
- (2) 4月21日（火曜日）以降については、3月31（火）までに決定

※新たに国の判断が示された場合は再度検討する。

1.3 イベント及び施設貸出の休止に伴う施設利用料等の返金等について

- (1) 4月20日（月曜日）までの休止に伴う利用料は返金
- (2) 4月21日（火曜日）以降に予定しているイベントであっても、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由にキャンセルの申し出があった場合、利用料は返金する。

1.4 その他

- (1) 足立区、子どもの食の確保緊急対応事業の創設
 - ・子ども食堂等でお弁当、食材を配布もしくは自宅等へ宅配する場合、1団体当たり10万円の補助
- (2) 学校給食費の扱い
 - ・一般家庭の卒業生及び転校世帯へは返金

- ・引続き在校する児童・生徒については次学年へ繰越し
- ・生活保護世帯及び就学援助世帯へは3月分の給食費を支給

小・中学校の休校に伴う休業補償や学童保育の人権費補填など、適切に対応するよう取り組んでまいります。